

医療に係る安全管理のための指針

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

当院は、医療安全管理指針に基づき、医療安全管理体制を確立するための「医療安全管理指針」および「医療安全管理マニュアル」を整備し、全職員がこれを遵守することで、医療安全の強化と充実を図ります。

2. 医療安全管理体制の整備

医療安全管理体制の確保および推進を目的として、医療安全管理委員会および医療安全管理室を設置します。また、医療安全管理責任者、医療安全管理者、医薬品・医療機器・医療放射線安全管理責任者を配置し、院内横断的に医療安全活動を推進します。

3. 職員研修に関する基本方針

医療安全管理の基本的考え方及び具体的方策について、全職員に周知徹底することを目的として、院内研修を定期的に年2回以上開催します。

4. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合には、医師・看護師・コメディカルをはじめとする全関係部門が連携し、迅速かつ適切な医療対応を行います。患者・家族には誠意をもって、事故の内容、病状、経過および今後の対応を説明し、信頼関係の維持に努めます。

5. 医療安全管理指針の閲覧に関する基本方針

医療安全管理指針は、院内掲示および当院ホームページに掲載し、患者・家族・利用者が容易に閲覧できるよう配慮します。

6. 相談に関する基本指針

患者やご家族からの苦情・相談については、医療相談窓口を設置し、内容に応じて適切な部署と連携し、院内全体で誠実に対応します。必要に応じて医療安全管理室および関係委員会で検討し、再発防止および改善に反映させます。